

鶴岡市告示第 494 号

鶴岡農業振興地域整備計画を農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により次の1と併せて公告し、当該変更後の計画を次の2により常時備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 2 日

鶴岡市長 佐 藤



- 1 提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の鶴岡農業振興地域整備計画の縦覧場所

農林水産部農政課内

鶴岡市馬場町9番25号